

「就学援助制度」をご存じですか

令和4年度申請のお知らせ ～4月になったら申請を～



国公立小・中学校でかかる学校給食や学用品、卒業アルバムの費用などを区が援助します。

対象

区内在住で国公立小・中学校に通学する児童・生徒の保護者で、生活保護を受給されている方または生活保護に準じる所得額の方(認定基準額は申請書を参照)

支給費目

学校給食費、学用品費、入学支度金(4月認定者のみ)、校外活動費(遠足等)、移動教室費、修学旅行費、芸術鑑賞費、卒業アルバム代 等

申請方法

4月1日～4月30日(消印有効)に、令和4年度申請書を学務課学事グループへ郵送か持参(持参の場合は平日のみ)

※申請書は新学期に区立小・中学校で配布。学務課学事グループ、総合窓口課、東・西区民事務所でも配布。区ホームページからダウンロード也可。
※申請は5月以降も受け付けますが、認定は申請月からです。

お問合せ 学務課学事グループ/3981-1174



「ランドセルは海を越えて」キャンペーンにご協力をお願いします。

豊島区教育委員会では、子供たちが大切に用いてきたランドセルをアフガニスタンの子供たちに贈る「ランドセルは海を越えて」キャンペーンの趣旨に賛同し、平成27年度から事業に協力しています。

このキャンペーンは、化学メーカーの(株)クラレが主催する事業で、「使われなくなったランドセルを紛争と混乱が続くアフガニスタンの子どもたちに届け、学ぶ喜びを知るきっかけにしたい。」という想いから平成16年に開始され、これまで19年間で合計14万個を超えるランドセルがボランティアの手も借りてアフガニスタンに贈られました。集まったランドセルは港で検品後、船便でアフガニスタンへと出発し、アフガニスタンの子供たちの就学支援などに役立てられます。

今年度も下記の要領で募集を行います。ご協力くださいますようお願いいたします。

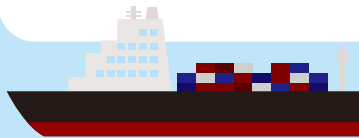


～使用済みランドセルのご寄付のお願い～

○メ切 令和4年3月28日(月)正午まで

○持込場所 通っていた小学校

※多少の傷があっても構いません



お問合せ 庶務課庶務グループ/3981-1141 ※時間や持ち込み場所の詳細については各小学校へお問合せください。



倉本文化商工部
図書館課長の

つぶやき

小学生の頃、近所に府立図書館がありました。

当時珍しかった冷水器の水を飲むためにその図書館に通い詰め、そのまま図書館の魅力にはまりました。キンキンに冷えた水と、たくさんの本に囲まれてのんびり過ごした時間を、今でも思い出すときがあります。

今、図書館はイベントもままならず、図書館に来てくれる子どもも減っているように思います。寂しい限りです。早くコロナが収束し、以前のようにたくさんのお子さんが気軽に図書館に遊びに来てくれますように。待っています。

ひとりじゃないよ相談してね

●豊島区はいじめ根絶に向けて「豊島区いじめ防止対策推進条例」を制定しています。

●豊島区教育センター電話相談

名前を言わなくても相談できるよ。
LGBTなどの相談もこちらへどうぞ。

03-3983-0094

開設日時:月～土曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～5時

●豊島区子ども家庭支援センター

保護者の方の子育てについての相談や、地域で気になるお子さんの相談もできます。子供の悩みも相談できるよ。

●東部子ども家庭支援センター

03-5980-5275

●西部子ども家庭支援センター

03-5966-3131

開設日時:月曜日～金曜日:午前9時～午後6時 土曜日:午前9時～午後5時

●豊島区子ども若者総合相談「アシスとしま」

子どもからおおむね39歳までの若者の悩み、困りごとは「アシスとしま」へ!

03-4566-2476

開設日時:午前8時30分～17時15分(土日祝日を除く)

いじめなどで
困っていたら

